

# 愛荘町 アフターコロナ 中小企業等体制強化補助金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内中小企業者・個人事業主等が、三密対策や業務形態の見直し・事業開拓などアフターコロナを見据えて実施する取組に対して一部補助を行うことで、町内事業者の体制強化、新たな販路開拓を支援します。

**補助対象** 令和2年4月1日時点で愛荘町内に主たる事務所または事業所を有する中小企業者・個人事業主等で、町税の滞納がないこと

**補助事業** ※令和2年4月1日以降に実施する愛荘町内で行われる取組であって、令和3年3月31日までに事業を完了するもの

## 1. 環境衛生面に配慮した感染症対策の取組

- 備品購入および取付に要する経費
- 感染症対策（三密防止）のための事務所・事業所改築に要する経費

## 2. キャッシュレス決済端末の導入による消費喚起に繋がる取組

- キャッシュレス決済の導入に要する初期費用

## 3. 業務形態の見直しにかかる新たな販路開拓の取組

- オンライン取引に対応するシステム改修等に要する経費
- 新たな販路開拓に即した事業所等の改築に要する経費
- 移動販売に要する各種経費
- 備品購入に要する経費
- 新規事業実施のためのクラウドファンディング実施にかかる初期費用

## 4. 地域資源活用や連携等による町の魅力向上または個人周遊に繋がる取組

- 2団体以上の観光物産振興や農商工振興に資する連携企画
- 新たな体験メニュー等着地型コンテンツの造成
- 新商品の開発に要する経費

## 補助率

補助対象経費の4分の3

※補助対象経費は、消費税および地方消費税を除いた額とします

※補助対象となる事業について、「滋賀県新しい生活・産業様式確立支援事業」を除く他の補助金等を受給していないことが条件です

## 補助限度額

上限額：300千円 下限額：75千円

※補助対象経費が100千円以上であること

※備品購入にあつては耐用年数が1年以上で取得価格（税抜）が100千円以上のもの（1点あたり）

※1事業者1申請に限ります

※「2. キャッシュレス決済端末の導入による消費喚起に繋がる取組」に限っては、下限を設けません

## 申請期間

令和2年7月3日から令和2年10月30日まで

※その他、補助金の詳細や申請様式等は、町ホームページの最新情報からご確認をお願いします。

[問合せ先] 愛荘町農林商工課 メール：norin@town.aisho.lg.jp  
住所：〒529-1234 愛荘町安孫子825番地（秦荘庁舎1階）  
電話：0749-37-8051 FAX：0749-37-4444